

# 山口県報

平成28年  
3月31日  
(木曜日)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。  
(一時借入金)  
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。  
(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用  
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

## 目次

○公告  
平成二十八年度山口県予算の要領の公表(財政課)……………一六  
平成二十七年山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………一六



(一三三三)平成二十八年度山口県予算の要領の公表  
平成二十八年二月山口県議会各派例会で議決された平成二十八年度山口県予算の要領は、次のとおりとす。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 長 岡 隆 昭

### 平成28年度山口県一般会計予算

平成28年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ702,592,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。(地方債)

款 税	歳 入	金 額
1 県 税	1 県 民 税	53,028,267
	2 事 業 税	35,241,867
	3 地 方 消 費 税	53,422,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,444,102
	5 県 た ば こ 税	1,547,000
	6 コ ー プ 場 利 用 税	520,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,328,000
	8 軽 油 引 取 税	13,366,649
	9 自 動 車 税	17,493,977
	10 鉱 区 税	7,000
	16 狩 猟 税	15,000
	17 産 業 廃 棄 物 税	212,000

2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	52,135,000
------------	------------	------------

3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税	52,135,000
	2 地方揮発油譲与税	23,128,000
	1 地方法人特別譲与税	20,081,000
	2 地方揮発油譲与税	2,858,000
	3 石油ガス譲与税	155,000
	5 航空機燃料譲与税	34,000

4 地方特例交付金		470,000
-----------	--	---------

平成28年3月31日 日 月 年		帳 目		科 目		項 目		金 額
5	地方交付税	1	地方特例交付金	470,000				470,000
		1	地方交付税	171,400,000	1	議 会 費	1	1,467,043
6	交通安全対策特別交付金	1	交通安全対策特別交付金	470,000	2	総 務 費	1	1,467,043
7	分担金及び負担金	1	分担金	3,731,189	1	議 会 費	1	31,310,498
		2	負担金	204,595	1	総 務 費	1	11,909,909
8	使用料及び手数料	1	使用料	3,526,594	2	企 画 費	2	7,668,293
		2	手数料	10,182,031	3	市 徴 税 費	3	5,706,792
9	国庫支出金	1	国庫負担金	7,896,579	4	選 挙 費	4	1,508,677
		2	国庫補助金	2,285,452	5	防 災 費	5	801,153
10	財産収入	1	財産運用収入	2,749,641	6	統 計 費	6	2,925,354
		2	財産売却収入	2,080,156	7	人 事 費	7	467,714
11	寄付金	1	寄付金	669,485	8	監 査 費	8	125,857
12	繰入金	1	特別会計繰入金	1,500	9	社 会 費	9	196,749
		2	基金繰入金	28,208,929	1	社 会 費	1	90,937,367
14	諸収入	1	貸付金元利収入	11,251,857	4	社 会 費	4	73,243,298
		2	受託事業収入	16,957,072	7	社 会 費	7	16,526,621
		3	延滞金、加算金及び過料等	64,990,548	8	社 会 費	8	1,160,500
		4	預金利息収入	57,885,361	10	社 会 費	10	6,911,770
		5	利子割精算金収入	1,092,799				2,999,454
		6	雑収入	339,554				951,434
15	債 権	1	債 権	1,306				1,587,200
		2	債 権	5,661,528				343,148
		3	債 権	85,350,800				117,672
		4	債 権	85,350,800				35,226,519
		5	債 権	702,592,474				10,633,835
		6	債 権					594,865
		7	債 権					11,000,891
		8	債 権					7,106,964
		9	債 権					
		10	債 権					
		11	債 権					
		12	債 権					
		13	債 権					
		14	債 権					
		15	債 権					

(26) 外 部

7	工 業 費	5	水 産 業 費	5,889,964
		1	商 業 費	60,073,455
		2	工 業 費	2,267,845
		3	観 光 費	57,269,512
8	木 費	3	観 光 費	536,098
		1	管 理 費	72,778,639
		2	道 路 橋 り よ う 費	7,248,722
		3	河 川 海 岸 費	28,755,942
		4	港 湾 費	19,891,028
		5	都 市 計 画 費	7,761,299
		6	住 宅 費	5,657,568
9	警 察 費	6	住 宅 費	3,464,080
		1	警 察 費	38,545,147
		2	警 察 費	35,763,614
10	教 育 費	2	警 察 活 動 費	2,781,533
		1	警 察 活 動 費	147,580,591
		1	教 育 費	20,895,259
		2	小 学 校 費	42,828,349
		3	中 学 校 費	27,322,943
		4	高 等 学 校 費	27,434,229
		7	特 別 支 援 学 校 費	14,345,828
		8	社 会 教 育 費	1,598,379
		9	保 健 教 育 費	761,988
		10	大 学 費	3,328,533
		11	学 事 費	9,065,083
11	災 害 復 旧 費	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5,234,164
		2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,282,140
		4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	3,792,024
12	公 債 費	1	公 債 費	160,000
		1	公 債 費	113,054,539
13	諸 支 出 金	1	地 方 消 費 税 清 算 金	80,092,000
		2	利 子 割 交 付 金	50,072,000
				296,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	備 考
1 予 備 費	1 予 備 費	702,592,474	
2 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給額は、年1.7%を限度とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする。	
3 産業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給額及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする。	
4 公害防止施設整備資金に対する利子補給	平成28年度から平成36年度まで	(1) 平成28年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする。 (3) 平成28年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。	
5 産業廃棄物処理施設に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給額及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする。	
6 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.1%を限度とする額とする。	
7 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、50,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3.7%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 平成28年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。	
8 農業経営基盤強化資	平成28年度から	(1) 平成28年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。	

金の融通に係る市町に 対する利子補給補助金	平成29年度まで	(2) 利子補給を行った市町に 対する利子補給補助金の 額は、年2.95%を限度とし る額の1/2に相当する額 とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。
9 農業経営負担軽減支 援資金に対する利子補 給	平成28年度から 平成43年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。
10 森林整備活性化資金 の融通に係る利子補給	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。
11 生活福祉資金に対す る利子補給	平成36年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。
12 漁業経営高度化促進支 援資金（取組促進資金） の融通に係る利子補 給	平成28年度から 平成38年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。
13 漁船漁業運転資金の 融通に係る市町に對す る利子補給補助金	平成28年度から 平成33年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。
14 住宅用太陽光発電シ ステム等整備資金に対 する利子補給	平成28年度から 平成39年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。
15 私立学校耐震化対策 資金に対する利子補給	平成48年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。
16 日本政策金融公庫貸 付金に対する損失補償	平成28年度から 平成31年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。	平成28年度から 平成29年度まで	(1) 平成28年度の利子補給 の対象とする融資の総額 は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7% を限度とする融資の総額 は、22,249千円とする。 (3) 利子補給額は、年1.3% を限度とする融資の総額 は、5,000千円とする。

27	高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援金	平成28年度から平成41年度まで	39,360千円
28	インターネットシステムの構築等に係る業務委託等の年度を越えること。	平成28年度から平成34年度まで	272,073千円
29	県中編さん事業の年度を越えること。	平成28年度から平成29年度まで	15,129千円
30	防災行政無線更新整備事業の年度を越えること。	平成28年度から平成30年度まで	3,464,657千円
31	福祉総合相談支援センター整備事業の年度を越えること。	平成28年度から平成30年度まで	1,202,778千円
32	委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越えること。	平成28年度から平成29年度まで	326,601千円
33	大学校本館耐震化工事の年度を越えること。	平成28年度から平成29年度まで	173,607千円
34	県営老朽ため池整備事業の年度を越えること。	平成28年度から平成30年度まで	450,000千円
35	下関漁港機能強化事業の年度を越えること。(下関漁港本港地区)	平成28年度から平成29年度まで	2,123,366千円
36	〃	平成28年度から平成29年度まで	437,300千円
37	(下関漁港南風泊地区)道路改良事業の年度を越えること。(国道435号3号橋上部)	平成28年度から平成29年度まで	239,400千円
38	〃	平成28年度から平成29年度まで	214,200千円
39	〃 (国道435号4号橋上部)	平成28年度から平成29年度まで	453,600千円
40	〃 (県道永田郷室津川棚線)新松谷大橋上部工	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
41	〃		
42	〃		
43	〃		
44	〃		
45	〃		
46	〃		
47	〃		
48	〃		
49	〃		
50	〃		
51	〃		
52	〃		
53	〃		
41	(県道岩国大竹線御庄川)橋上部工	平成30年度まで	
42	(県道岩国大竹線森ヶ原)第2トンネル	平成28年度から平成30年度まで	2,310,000千円
43	道路改良事業の年度を越えること。(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	155,000千円
44	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	129,000千円
45	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	195,000千円
46	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	430,500千円
47	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	281,232千円
48	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	2,618,706千円
49	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	2,706,844千円
50	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	109,551千円
51	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	70,336千円
52	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	153,340千円
53	道路改良事業の委託について国と協定する(県道岩国大竹線)	平成28年度から平成30年度まで	1,011,436千円

委託の年度を越える事業を一括契約すること。 平成29年度まで 163,045千円

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
防災体制整備拡充事業	367,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元平均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	澁水防除事業	18,000	
防災行政無線整備事業	1,512,000		ただし直し利率見直り方式で行った後、当該利率により見直しを行う。	ただし特別のものについては先と協議して定める。	国営農地再編整備事業負担金	136,000	
退職手当給付事業(総務)	1,275,000				広域基幹林道開設事業	177,000	
消費者行政総合調整事業	28,000				ふるさと林道緊急整備事業	41,000	
障害者自立支援対策事業	42,000				一般治山事業	723,000	
介護保険対策事業	68,000				水源地域緊急整備事業	105,000	
社会福祉行政指導事業	336,000				保安林改良事業	85,000	
地方改善施設整備事業	32,000				保全林整備事業	23,000	
児童福祉施設整備事業	53,000				林地荒廃防止事業	46,000	
特殊公害対策事業	20,800				小規模治山事業	61,000	
県営かんがい排水改良事業	194,000				広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	339,000	
広域営農団地農道整備事業	116,000				漁港漁場機能高度化事業	60,000	
基幹農道整備事業	22,000				漁港海岸保全施設整備事業	60,000	
経営体育成基盤整備事業	417,000				地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	25,000	
県営中山間地域総合整備事業	83,000				水産資源環境整備事業	30,000	
県営農村振興総合整備事業	3,000				農業大学校施設整備事業	115,000	
ふるさと農道緊急整備事業	110,000				農林業施策総合調整事業	109,000	
県営老朽ため池整備事業	759,000				畜産基盤整備事業	24,000	
地すべり対策事業(農林)	94,000				管理運営事業	125,000	
県営海岸保全施設整備事業	65,000				舗装補修事業	180,000	
					道路災害防除事業	425,000	
					単独道路舗装事業	383,000	
					単独道路災害防除事業	283,000	
					単独路側整備事業	350,000	

道路改良事業	2,088,000							
過疎地域市町道代行事業	54,000							
単独道路改良事業	3,762,000							
道路直轄事業負担金	3,690,000							
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,903,000							
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	748,000							
橋りょう補修事業	2,236,000							
単独橋りょう補修事業	10,000							
広域河川改修事業	1,528,000							
河川情報基盤緊急整備事業	44,000							
河川災害復旧等関連緊急事業	82,000							
周防高潮対策事業	159,000							
河川工作物関連応急対策事業	44,000							
河川災害関連事業	475,000							
単独河川改修事業	1,077,000							
自然災害防止事業(河川)	64,000							
河川直轄事業負担金	126,000							
錦川総合開発事業	2,198,000							
深川川総合開発事業	100,000							
堰堤改良事業	38,000							
堰堤修繕事業	94,000							
高潮対策事業	195,000							
侵食対策事業	46,000							
自然災害防止事業(海岸)	22,000							
通常砂防事業	1,396,000							
災害関連緊急砂防事業	38,000							
地すべり対策事業(建設)	236,000							
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000							
急傾斜地崩壊対策事業	726,000							
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000							
砂防災害関連事業	110,000							
単独砂防改良事業	46,000							
自然災害防止事業(砂防)	362,000							
港湾改修事業	447,000							
港湾既存施設有効活用促進事業	137,000							
港湾環境整備事業	22,000							
港湾直轄事業負担金	2,568,000							
単独港湾改修事業	86,000							
海岸防災事業	640,000							
都市計画街路整備事業	717,000							
単独都市計画街路整備事業	672,000							
都市公園整備事業	230,000							
単独都市公園整備事業	49,000							
公営住宅建設事業	1,015,000							
過疎地域下水道代行事業	258,000							
山口警察署建設事業	286,000							
駐在所改築事業	61,000							
警察職員住宅管理事業	72,000							

交通事故防止施設総合整備事業	584,000		
退職手当給付事業(警察)	294,000		
校舎改築事業	525,000		
大規模改造事業	667,000		
施設改造事業	29,000		
土地整備事業	29,000		
博物館運営事業	46,000		
教職員住宅管理事業	19,000		
退職手当給付事業(教育)	5,658,000		
特別支援学校施設整備事業	1,253,000		
県立大学整備事業	2,224,000		
土木過年補助災害復旧事業	65,000		
土木過年単独災害復旧事業	24,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	31,797,000		
計	85,350,800		

平成28年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成28年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291,702千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	出	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金			2,526
2 繰越金	1 繰越金			87,030
3 諸収入	1 貸付金元利収入			202,146
	合計			202,146
	歳入	合計		291,702
	歳出		合計	291,702
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金			291,702
	合計			291,702

平成28年度中小企業近代化資金特別会計予算

平成28年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ999,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額



2	繰入金				98,519
3	繰越金	1	他会計繰入金		98,519
4	諸収入	1	繰越金		390,877
					390,877
					434,850
5	県債	1	貸付金元利収入		407,850
		2	雑収入		27,000
		1	県債		75,000
			合計		75,000
			歳入		999,246
			合計		999,246
			歳出		
			合計		
1	中小企業近代化資金		金額		999,246
		1	中小企業設備近代化資金		629,472
		2	中小企業高度化資金		369,774
			合計		999,246

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

平成28年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

平成28年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,634千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用  
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	分担金及び負担金	1	負担金		29,750
2	使用料及び手数料	1	使用料		75,530
4	財産収入	1	財産運用収入		143,325
		1	財産売却収入		4,408
5	繰入金	2	財産売却収入		138,917
		1	他会計繰入金		243,579
6	繰越金	1	他会計繰入金		243,579
			繰越金		1
7	諸収入	1	繰越金		48,449
		1	延滞金		1
		3	雑収入		48,448
			合計		540,634
			歳入		540,634
			合計		540,634

平成28年度下関漁港地方卸売市場費

1	下関漁港地方卸売市場費	2	市場管理費		540,634
		3	水産加工団地整備費		401,717
			合計		138,917
			歳出		540,634

平成28年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成28年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,428千円と定める。

(26-外 号)

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

3	繰越金	1	繰越金	126,546
4	諸収入	1	貸付金元利収入	5,882
		2	雑収入	48
		合	計	132,428

歳入

1	林業・木材産業改善資金	132,428
1	林業・木材産業改善資金	132,428
合	計	132,428

平成28年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成28年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,170千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

2	繰入金	1	他会計繰入金	1,170
3	繰越金	1	繰越金	86,895
4	諸収入	1	貸付金元利収入	13,105
		合	計	101,170

平成28年3月31日 期末日

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	沿岸漁業改善資金	101,170
1	沿岸漁業改善資金	101,170
合	計	101,170

平成28年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

平成28年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,813,490千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	事業収入	4,812,444
2	繰入金	1,045
3	繰越金	1
合	計	4,813,490

歳入

1	他会計繰入金	1,045
1	他会計繰入金	1,045
合	計	1,045

歳出

1	当せん金付証券発売事業費	4,813,490
1	発売諸費	1,045
2	繰越金	4,812,445
合	計	4,813,490

平成28年度収入証紙特別会計予算

平成28年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,375,794千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 証紙収入	1 証紙収入	4,375,793
2 繰越金	1 繰越金	4,375,793
	1 繰越金	1
歳入	合計	4,375,794
歳出	歳出	金額
1 繰越金	1 繰越金	4,375,794
	1 繰越金	4,375,794
歳出	合計	4,375,794

平成28年度土地取得事業特別会計予算

平成28年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ258,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	258,087
	2 財産売却収入	2,395
4 繰越金	2 繰越金	255,692
	1 繰越金	1
歳入	合計	258,088
歳出	歳出	金額
1 土地取得事業費	1 土地取得基金管理費	258,088
	1 土地取得基金管理費	1,029

3 産業団地管理費  
4 分譲宅地管理費

歳出

251,267  
5,792  
258,088

平成28年度流域下水道事業特別会計予算

平成28年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,784,093千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	901,225
2 国庫支出金	2 国庫補助金	901,225
	365,800	365,800
3 繰入金	1 他会計繰入金	181,556
	181,556	181,556
4 諸収入	2 雑収入	712
	712	712
5 県債	1 県債	334,800
	334,800	334,800
歳入	合計	1,784,093
歳出	歳出	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	1,784,093
	1,784,093	1,784,093
第2表 地方債	合計	1,784,093

歳出 地方債 合計 155,557,902 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	42,787,800	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直り方式で見つけた後におい直率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし協議して定めるは条

平成28年度公債管理特別会計予算

(号 外-26)

平成28年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,557,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款 項	金額
1 線 入 金	112,770,102
2 県 債	42,787,800
歳 入	155,557,902
1 公 債 費	155,557,902

平成28年3月31日 山口県

平成28年度港湾整備事業特別会計予算

平成28年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,523,268千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款 項	金額
1 使用料及び手数料	1,397,374
2 寄付金	521,045
3 繰越金	1

報 告 書

事 項	期 間	限 限	度 額
港灣整備事業の年度を越えること(一括契約する(三田(尻中関港))	平成28年度から平成29年度まで	639,000千円	

第2表 債務負担行為

歳 入	歳 出	合 計
1 港灣整備事業費	1 港 湾 費	3,523,268
		3,523,268
		3,523,268

第3表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	1,356,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直り方式で借入し利率のついて見直し後において当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし協議して定める条件による。

平成28年度地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計予算

平成28年度山形県地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計の予算は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,787,741千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	歳 入	歳 出	金 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金		350,869
2 諸 収 入	1 貸付金元利収入		881,572
3 県 債	1 県 債		555,300
	合 計		1,787,741

款	歳 入	歳 出	金 額
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費		1,787,741
	合 計		1,787,741

第2表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	555,300	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直り方式で借入し利率のついて見直し後において当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし協議して定める条件による。

直し後の利率による。

平成28年度就農支援資金特別会計予算

平成28年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,032千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額
2	繰入金	1,059
3	繰越金	53,026
4	雑収入	22,947
	合計	77,032
	歳入	
	1 貸付金元利収入	22,887
	2 雑収入	60
	合計	77,032
	歳出	
	1 就農支援資金	77,032
	合計	77,032

平成28年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量	154,703,000KWH	
(2) 主要な建設事業 (収益的収入及び支出)	平瀬発電所建設事業費	211,000千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

款	項	収入	支出
第1款	電気事業収益	1,719,513千円	
第1項	営業収益	1,674,607千円	
第2項	附帯事業収益	26,659千円	
第3項	財務収益	8,320千円	
第4項	事業外収益	9,924千円	
第5項	特別利益	3千円	

款	項	収入	支出
第2款	電気事業費用		1,504,396千円
第1項	営業費用		1,380,876千円
第2項	附帯事業費用		20,121千円
第3項	財務費用		27,812千円
第4項	事業外費用		72,584千円
第5項	特別損失		3千円
第6項	予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,907,519千円は、過年度分損益勘定留保資金2,706,026千円、減債積立金170,848千円、当年度資本的収支調整額30,645千円で補てんするものとする。)

款	項	収入	支出
第3款	資本的収入	1,781,517千円	
第3項	資本剰余金	85,201千円	
第4項	固定資産収入	1,600,001千円	
第5項	雑収入	96,315千円	

款	項	収入	支出
第4款	資本的支出		4,689,036千円
第1項	建設費		211,000千円
第2項	改良費		304,087千円
第3項	投資		1千円
第4項	償還		170,848千円
第5項	長期貸付金		4,000,000千円
第6項	補助金返還		100千円
第8項	予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
佐波川発電所配開装置改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成28年度から平成29年度まで	99,000千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 468,905千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成28年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 579,769,650m<sup>3</sup>

(2) 主要な建設改良事業 島田川工業用水道建設事業費 627,069千円  
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 6,809,160千円

第1項 営業収益 6,264,197千円  
第2項 営業外収益 544,960千円  
第5項 特別利益 3千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 5,910,579千円  
第1項 営業費用 5,497,659千円  
第2項 営業外費用 402,917千円  
第5項 特別損失 3千円  
第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,776,150千円は、過年度分損益勘定留保資金4,492,456千円及び当年度資本的収支調整額283,694千円で補てんするものとする。)

収 入

第3款 資本的収入 2,094,462千円  
第1項 企業債 1,500,000千円  
第4項 資本剰余金 159,846千円  
第5項 固定資産収入 1千円  
第6項 雑収入 434,615千円

支 出

第4款 資本的支出 6,870,612千円  
第1項 建設費 628,069千円  
第2項 改良費 3,593,464千円  
第3項 投資 1千円  
第4項 償還金 1,637,078千円  
第5項 長期貸付金 1,000,000千円  
第6項 補助金返還金 2,000千円  
第7項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額

鳥屋川工業用水道建設事業の年度を越える工事(送水管布設工事)	平成28年度から平成30年度まで	1,500,000千円		
佐波川工業用水道改修事業の年度を越える工事(計装設備)	平成28年度から平成29年度まで	18,000千円		
佐波川工業用水道改修事業の年度を越える工事(電気機器工事)	平成28年度から平成29年度まで	31,000千円		
厚狭川工業用水道改修事業の年度を越える工事(送水管布設工事)	平成28年度から平成30年度まで	950,000千円		
厚狭川工業用水道改修事業の年度を越える工事(電気機器工事)	平成28年度から平成29年度まで	250,000千円		
木屋川工業用水道改修事業の年度を越える工事(送水管布設工事/工区)	平成28年度から平成29年度まで	88,000千円		
木屋川工業用水道改修事業の年度を越える工事(送水管布設工事/工区)	平成28年度から平成29年度まで	139,000千円		
木屋川工業用水道改修事業の年度を越える工事(送水管二条化工事)	平成28年度から平成29年度まで	450,000千円		

(企業債)  
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
周南工業用水道改良資金	千円 150,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内	30年以内に毎年元金均等返済又は元金均等返済又は元金均等返済とする。特別のものについては、借入先と協議して定める条件による。
佐波川工業用水道改良資金	100,000		当該見直しを行う場合、当該見直し後の利率に引き上げられる。	
厚狭川工業用水道改良資金	600,000			
厚狭川工業用水道改良資金	250,000			
木屋川工業用水道改良資金	400,000			

- (一時借入金)
- 第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。  
(予定支出の各項目の経費の金額の流用)
- 第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 704,344千円

(たな卸資産購入限度額)

- 第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

(1110) 平成27年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成27年度山口県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

平成27年度山口県一般会計補正予算(第4号)

山口県 財政課

平成27年度山口県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19,630,584千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ689,900,041千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

- 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

- 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)



第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。  
 第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項	補正額	補正前の額	計
1 県	1 県民税	△2,395,080	177,707,538	175,312,458
	2 事業税	△417,902	53,927,656	53,509,754
	3 地方消費税	△143,106	30,669,848	30,526,742
	4 不動産取得税	△2,314,000	56,116,000	53,802,000
	5 県たばこ税	284,716	2,261,533	2,546,249
	6 ゴルフ場利用税	9,000	1,570,000	1,579,000
	7 自動車取得税	6,000	531,000	537,000
	8 軽油引取税	382,000	1,148,000	1,530,000
	9 自動車税	△321,390	13,561,350	13,239,960
	10 鉾区税	91,602	17,695,151	17,786,753
	16 狩猟区税	△1,000	8,000	7,000
	17 産業廃棄物税	△4,000	21,000	17,000
2 地方消費税清算金		33,000	198,000	231,000
	1 地方消費税清算金	4,181,000	48,124,000	52,305,000
3 地方譲与税		4,181,000	48,124,000	52,305,000
	1 地方法人特別譲与税	△144,999	26,566,000	26,421,001
	2 地方揮発油譲与税	△224,000	23,412,000	23,188,000
	3 石油ガソリン譲与税	86,000	2,956,000	3,042,000
	4 地方道路譲与税	△10,000	169,000	159,000
	5 航空機燃料譲与税	1	0	1
4 地方特別交付金		3,000	29,000	32,000
	1 地方特別交付金	21,047	432,000	453,047
5 地方交付税		21,047	432,000	453,047
		△2,969,376	173,400,000	170,430,624

## 7 分担金及び負担金

1 地方交付税

△2,969,376 173,400,000 170,430,624

132,958 3,688,839 3,821,797

1 分担金 54,178 166,750 220,928

2 負担金 78,780 3,522,089 3,600,869

△90,576 9,279,548 9,188,972

## 8 使用料及び手数料

1 使用料 △13,133 6,955,940 6,942,807

2 手数料 △77,443 2,323,608 2,246,165

△3,754,932 82,409,912 78,654,980

1 国庫負担金 △1,195,002 36,092,414 34,897,412

2 国庫補助金 △2,088,806 43,847,321 41,758,515

3 委託金 △471,124 2,470,177 1,999,053

10 財産収入 28,411 2,771,801 2,800,212

1 財産運用収入 △14,472 2,108,376 2,093,904

2 財産売却収入 42,883 663,425 706,308

11 寄付金 3,000 0 3,000

1 寄付金 3,000 0 3,000

12 繰入金 △4,105,873 22,474,931 18,369,058

1 特別会計繰入金 △928,276 8,991,962 8,063,686

2 基金繰入金 △3,177,597 13,482,969 10,305,372

13 繰越金 4,547,857 583,420 5,131,277

1 繰越金 4,547,857 583,420 5,131,277

14 諸収入 △21,739,721 73,480,836 51,741,115

1 貸付金元利収入 △16,661,341 64,331,721 47,670,380

2 受託事業収入 △218,116 1,257,429 1,039,313

3 延滞金、加算金及び過料等 2,719 1,503 4,222

4 預金利息 2,719 1,503 4,222

5 利子割精算金 △4,032 12,000 7,968

6 雑収入 △4,768,304 7,518,302 2,749,998

1 県債 6,655,700 88,119,800 94,775,500

6,655,700 88,119,800 94,775,500

1 県債 6,655,700 88,119,800 94,775,500

		補正額		補正前の額		計	
歳入	△19,630,584	709,530,625	689,900,041				
歳出							
1 議 会 費	△69,333	1,500,204	1,430,871				
2 総 務 費	2,693,602	30,585,440	33,279,042				
3 民 生 費	△826,176	88,539,832	87,713,656				
4 衛 生 費	△1,202,209	24,294,983	23,092,774				
5 勞 働 費	△100,582	3,086,894	2,986,312				
6 農 林 水 産 業 費	△2,649,192	35,744,240	33,095,048				
7 商 工 費	△13,881,565	64,608,473	50,726,908				
8 土 木 費	△1,187,631	74,138,852	72,433,799				
9 警 察 費	△695,659	38,493,848	37,798,189				
10 教 育 費	△2,042,382	146,751,609	144,709,227				
11 災 害 復 旧 費	△3,806,197	6,097,482	2,291,285				
1 議 会 費	△69,333	1,500,204	1,430,871				
2 企 画 調 整 費	△262,212	7,394,454	7,132,242				
3 徴 税 費	△236,650	6,270,154	6,033,504				
4 市 町 村 振 興 費	△189,782	1,517,153	1,327,371				
5 選 挙 費	△97,755	592,584	494,829				
6 防 災 費	△37,522	1,556,833	1,519,311				
7 統 計 調 査 費	△137,784	1,146,794	1,009,010				
8 人 事 委 員 会 費	△12,080	139,521	127,441				
9 監 査 委 員 会 費	2,802	195,829	198,631				
1 社 会 福 祉 費	△1,000,310	72,564,533	71,564,223				
4 児 童 福 祉 費	159,721	14,793,806	14,953,527				
7 生 活 保 護 費	14,538	1,165,758	1,180,296				
8 災 害 救 助 費	△125	15,735	15,610				
1 公 衆 衛 生 費	△1,663,709	8,962,761	7,299,052				
4 環 境 衛 生 費	△1,020,704	4,388,522	3,367,818				
7 保 健 所 費	△92,825	2,294,980	2,202,155				
8 医 薬 費	1,585,904	6,857,448	8,443,352				
10 病 院 費	△10,875	1,791,272	1,780,397				
1 勞 政 費	△110,677	1,071,898	961,221				
2 職 業 能 力 開 発 費	△341,594	1,478,650	1,137,056				
3 失 業 対 策 費	355,733	419,007	774,740				
4 勞 働 委 員 会 費	△4,044	117,339	113,295				
1 農 業 費	△1,036,825	9,928,155	8,891,330				
2 畜 産 業 費	△291,232	933,727	642,495				
3 農 地 費	△976,336	11,669,425	10,693,089				
4 林 業 費	△292,086	7,297,966	7,005,880				
5 水 産 業 費	△52,713	5,914,967	5,862,254				
1 商 業 費	34,453	2,381,369	2,415,822				
2 工 鉱 業 費	△14,187,631	61,835,060	47,647,429				
3 観 光 費	271,613	392,044	663,657				
1 管 理 費	△68,211	7,163,026	7,094,815				
2 道 路 橋 じょう 費	△370,940	29,636,038	29,265,098				
3 河 川 海 岸 費	432,556	19,935,785	20,368,341				
4 港 湾 費	△476,231	7,955,819	7,479,588				
5 都 市 計 画 費	△842,344	5,799,172	4,956,828				
6 住 宅 費	△379,883	3,649,012	3,269,129				
1 警 察 管 理 費	△555,956	35,715,232	35,159,276				
2 警 察 活 動 費	△139,703	2,778,616	2,638,913				
1 教 育 総 務 費	△303,730	19,068,287	18,764,557				
2 小 学 校 費	△416,558	43,528,846	43,112,288				
3 中 学 校 費	△211,675	27,746,339	27,534,664				
4 高 等 学 校 費	△317,017	28,998,324	28,681,307				
7 特 別 支 援 学 校 費	△292,346	12,494,673	12,202,327				
8 社 会 教 育 費	△103,876	1,955,721	1,851,845				
9 保 健 体 育 費	△24,905	598,436	573,531				
10 大 学 費	△59,327	3,339,303	3,279,976				
11 学 事 費	△312,948	9,021,680	8,708,732				
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	△834,848	1,254,214	419,366				
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	△2,861,301	4,683,268	1,821,967				

(26) 外(市) 障 害 口 子 日 働 日 口 日 平 成 28 年 3 月 31 日

12公債費	4 学校施設等災害復旧費	△110,048	160,000	49,952
13諸支出金	1 公債費	△558,398	115,692,768	115,134,370
	1 地方消費税清算金	5,212,560	79,796,000	85,008,560
	2 利子割交付金	32,000	434,000	466,000
	3 配当割交付金	△414,000	1,388,000	974,000
	4 株式等譲渡所得割交付金	245,000	707,000	952,000
	5 地方消費税交付金	△471,000	26,915,000	26,444,000
	6 二ノノ場利用税交付金	11,000	372,000	383,000
	8 自動車取得税交付金	289,000	765,000	1,054,000
	9 利子割精算金	△1,440	3,000	1,560
歳出	計	△19,630,584	709,530,625	689,900,041
第2表 継続費補正	合計			(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度年割額	総額	年度年割額
8土木費	3河川海岸	錦川総合開発事業費	69,793,000	2,205,700	69,793,000	2,205,700
			4	2,205,700	4	2,205,700
			5	3,587,500	5	3,587,500
			6	3,000,000	6	3,000,000
			7	3,000,000	7	3,000,000
			8	2,006,279	8	2,006,279
			9	1,230,000	9	1,230,000
			10	4,745,021	10	4,745,021

11	3,900,000	11	3,900,000
12	4,334,137	12	4,334,137
13	2,900,000	13	2,900,000
14	2,600,988	14	2,600,988
15	1,500,000	15	1,500,000
16	1,298,000	16	1,298,000
17	1,992,000	17	1,992,000
18	1,377,000	18	1,377,000
19	1,474,000	19	1,474,000
20	2,250,000	20	2,250,000
21	2,400,000	21	2,400,000
22	1,058,098	22	1,058,098
23	849,571	23	849,571
24	555,000	24	555,000
25	950,000	25	950,000
26	1,550,000	26	1,550,000
27	3,964,000	27	3,964,000
28	5,000,000	28	4,386,753
29	4,836,000	29	4,833,000
30	2,400,000	30	3,000,000

		1/3,993,000		1/3,993,000	
31	1,300,000	31	1,300,000	7	919,000
32	800,000	32	800,000	8	820,000
		33	729,706	9	800,000
				10	220,000
				11	250,000
				12	250,000
				13	300,000
				14	494,912
				15	198,000
				16	280,382
				17	327,028
				18	225,000
				19	270,000
				20	300,000
				21	290,000
				22	147,429
				23	146,700

		27		6,859,549		27		1,63,000	
24	325,000	24	325,000	28	200,000	25	300,000	25	300,000
25	300,000	26	270,000	29	900,000	26	270,000	30	1,100,000
				31	1,200,000			31	1,200,000
				32	1,400,000			32	1,400,000
				33	2,800,000			33	2,800,000
				34	3,200,000			34	3,200,000
				35	2,900,000			35	2,900,000
				36	150,000			36	150,000
				37	105,549			37	105,549

第3表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	項	金額
2	総務費	総務管理費	政策企画推進費	39,769
			庁舎等維持管理費	46,597
			地域振興対策費	40,816
			地域づくり推進費	44,154

3	民 生 費	/	社 会 福 祉 費	情報化推進費 県民文化ホールいわくに 運営費 県民芸術文化ホールなが と管理費 県史編さん費	268,300 259,400 36,956 9,936
4	衛 生 費	4	環 境 衛 生 費	社会福祉行政指導費 障害者自立支援対策費 老人福祉施設整備費補助 介護保険対策費 児童福祉施設整備費補助 環境推進費 自然公園整備事業費	83,233 291,292 448,140 649,460 11,050 26,800 6,108
5	勞 働 費	/	政 策 費	救急休日夜間医療対策費 周産期医療対策費 労働福祉対策費 労働力確保対策費	36,612 22,552 1,000 64,848
6	農 林 水 産 業 費	/	農 業 費	単県農山漁村整備事業費 農村青年育成指導費 農林総合技術センター運 営費 流通対策費	49,717 13,868 16,318 28,230
		2	畜 産 業 費	農業生産総合対策費 広域畜産総合対策費 土地利用型農業経営規模 拡大促進費	30,000 230,600 100,000
		3	農 地 費	県営かんがい、排水改良事 業費 基地障害防止対策事業費	162,236 87,912
4	林 業 費	4	林 業 費	広域営農田地農道整備事 業費 経営体育成基盤整備事業 費 県営中山間地域総合整備 事業費 農業集落排水事業費 ふるさと農道緊急整備事 業費 県営老朽ため池整備事業 費 団体営農地防災事業費 県営海岸保全施設整備事 業費 湛水防除事業費 国営農地再編整備事業負 担金 林業労働力対策費 林産物振興事業費 造林事業費 造林推進事業費 普通林道開設事業費 ふるさと林道緊急整備事 業費 水源地域緊急整備事業費 林地荒廃防止事業費 小規模治山事業費 管理運営費 普及員活動費 広域水産物供給基盤整備 事業費 漁港漁場機能高度化事業 費 海岸沿岸保全施設整備事 業費	167,700 1,206,151 198,211 10,500 66,600 460,012 71,175 115,600 172,353 223,776 1,105 20,000 687,927 38,505 19,103 4,960 15,063 29,209 22,853 49,463 11,498 606,366 375,833 115,661

7	商 工 費	143,165	河川受託事業費	438,120
2	商 業 費	60,135	高潮対策事業費	118,565
3	観 光 費	52,385	侵食対策事業費	78,602
2	道 路 橋 り よ う 費	92,616	ダム建設実施調査費	53,784
3	観 光 宣 伝 費	173,625	堰堤改良事業費	49,373
2	単独交通安全施設整備事業費	403,373	地すべり対策事業費	249,702
2	舗装補修費	12,600	単独砂防改良費	35,731
2	道路災害防除費	947,835	港湾改修費	456,351
2	過疎地域市町道代行事業費	26,539	港湾環境整備事業費	59,046
2	単独道路舗装費	41,627	単独港湾改修費	137,939
2	単独道路災害防除費	135,736	港湾受託事業費	24,345
2	単独路側整備事業費	81,158	都市計画法施行事務費	5,667
2	道路改良費	1,490,494	都市計画調査費	6,696
2	防衛施設周辺道路整備費	36,460	単独都市計画街路整備事業費	424,148
2	単独道路改良費	1,932,048	都市公園整備事業費	460,720
2	道路調査費	8,190	単独都市公園整備事業費	45,066
2	単独橋りょう補修費	11,162	過疎地域下水道代行事業費	303,471
3	河川基本調査費	16,734	公営住宅建設費	546,598
3	河川災害復旧等関連緊急事業費	64,223	山口警察署建設費	83,233
3	都市基盤河川改修事業費	36,594	駐在所等改築費	37,145
3	河川工作物関連応急対策事業費	39,469	教職員住宅管理費	5,978
3	河川災害関連事業費	653,546	児童生徒健全育成費	13,000
3	単独河川改修費	456,501	校舎改築費	1,658,801
3	自然災害防止事業費	27,119	施設改造費	3,087
4	港 湾 費		4 港 湾 費	
5	都 市 計 画 費		5 都 市 計 画 費	
6	住 宅 費		6 住 宅 費	
9	警 察 費		9 警 察 費	
10	教 育 費		10 教 育 費	
4	高 等 学 校 費		4 高 等 学 校 費	

7	特別支援学校費	施設整備費	20,634
8	社会教育費	文化財保護対策費	3,553
10	大学費	県立大学整備費	852,840
//	学事費	私立高校等施設設備整備費補助	51,097
//	災害復旧費	農地災害復旧事業費	100,904
/	農林水産施設災害復旧費	林地災害復旧事業費	18,137
		県営漁港施設災害復旧事業費	116,613
		土木現年補助災害復旧事業費	192,843
2	土木施設災害復旧費	土木現年単独災害復旧事業費	67,550
合	計		22,203,929

2 変 更

6	農林水産業費	林業費	123,502	225,917
		広域基幹林道開設事業費	74,121	513,729
		一般治山事業費	86,386	1,779,424
8	土木費	道路橋りょう費	151,290	1,934,338
		交通安全施設整備事業費	372,269	2,191,905
3	河川海岸費	広域河川改修費	21,474	206,780
		周防高潮対策事業費	9,001	83,622
		堰堤修繕事業費	55,523	1,536,764
		通常砂防事業費	13,438	951,308
		急傾斜地崩壊対策事業費	14,433	185,992
		自然災害防止事業費		

4	港湾費	港湾既存施設有効活用促進事業費	65,711	204,579
5	都市計画費	海岸防災事業費 都市計画街路整備事業費	70,060 245,949	660,048 853,972
合	計		1,303,157	11,328,378

第4表 地方債補正

(単位 千円)

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報化推進事業	134,100	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
県民芸術文化ホールなかと管理事業	36,900		ただし方式で借り入れる見直しを行うため、直後に当該利率に引き上げを行うこととする。	特別のものとして定める。
障害者自立支援対策事業	131,000			
造林事業	169,800			
県営漁港施設災害復旧事業	15,900			
減収補てん債	3,862,000			
計	4,349,700			

2 変 更

起債の目的	補 正		補 正	
	前	後	前	後
庁舎等維持管理事業	119,000	290,300	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
防災体制整備拡充事業	83,000	57,800	ただし方式で借り入れる見直しを行うため、直後に当該利率に引き上げを行うこととする。	特別のものとして定める。
防災行政無線整備事業	304,000	281,500		
退職手当給付事業(総務)	1,201,000	1,199,700		
老人福祉施設整備事業	235,000	519,900		

平成28年3月31日 木曜日		山 口 県 報		(号 外—26)	
社会福祉行政指導事業	83,000	当該 見直し後 の利率に よる。	130,100	当該 見直し後 の利率に よる。	
県営かんがい排水改良 事業	152,000		137,700		
広域営農団地農道整備 事業	191,000		187,700		
基幹農道整備事業	44,000		15,200		
経営体育成基盤整備事 業	422,000		755,300		
県営中山間地域総合整 備事業	175,000		233,800		
県営農村振興総合整備 事業	20,000		13,500		
ふるさと農道緊急整備 事業	131,000		146,500		
県営老朽ため池整備事 業	409,000		430,600		
地すべり対策事業(農 林)	150,000		54,500		
県営海岸保全施設整備 事業	126,000		108,500		
渇水防除事業	104,000		76,100		
国営農地再編整備事業 負担金	155,000		407,100		
林業改良普及事業	8,000		0		
広域基幹林道開設事業	188,000		186,200		
ふるさと林道緊急整備 事業	22,000		24,700		
一般治山事業	660,000		676,400		
水源地域緊急整備事業	88,000		79,500		
保安林改良事業	101,000		78,800		
保全林整備事業	42,000		27,800		
保安林保育事業	11,000		11,800		
林地荒廃防止事業	93,000		83,500		
小規模治山事業	59,000		57,300		
広域水産物供給基盤整 備事業(漁港)	164,000		219,100		
漁港漁場機能高度化事 業	104,000		108,600		
漁港海岸保全施設整備 事業	62,000		66,200		
地域水産物供給基盤整 備事業(漁場)	22,000		21,100		
水産資源環境整備事業	38,000		25,900		
農業大学校施設整備事 業	21,000		25,000		
農林業施策総合調整事 業	19,000		25,900		
管理運営事業	644,000		799,600		
舗装補修事業	180,000		180,400		
道路災害防除事業	524,000		659,900		
単独道路舗装事業	351,000		390,800		
単独道路災害防除事業	261,000		290,000		
単独路側整備事業	267,000		297,700		
道路改良事業	2,630,000		2,779,700		
過疎地域市町道代行事 業	64,000		54,100		
単独道路改良事業	3,545,000		3,839,200		
道路直轄事業負担金	3,527,000		3,034,300		
交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	1,635,000		1,937,000		
単独交通安全施設整備 事業(道路管理者分)	665,000		774,500		
橋りょう補修事業	2,424,000		2,092,500		
単独橋りょう補修事業	9,000		10,000		
広域河川改修事業	1,481,000		1,961,300		
周防高潮対策事業	266,000		208,100		
河川工作物関連応急対 策事業	73,000		93,900		
河川災害関連事業	598,000		633,700		



单独河川改修事業	747,000	1,074,800	都市計画街路整備事業	717,000	654,800
河川直轄事業負担金	263,000	216,700	单独都市計画街路整備事業	638,000	710,600
錦川総合開発事業	1,987,000	1,989,000	都市公園整備事業	568,000	321,300
深川川総合開発事業	81,000	82,400	单独都市公園整備事業	51,000	68,500
堰堤改良事業	27,000	38,500	公営住宅建設事業	1,070,000	942,800
堰堤修繕事業	88,000	91,200	過疎地域下水道代行事業	119,000	96,700
高潮対策事業	191,000	190,100	山口警察習建設事業	128,000	175,000
侵食対策事業	50,000	54,400	駐在所等改築事業	76,000	95,000
自然災害防止事業(海岸)	23,000	23,400	警察施設耐震化緊急整備事業	266,000	160,000
通常砂防事業	1,241,000	1,441,100	交通事故防止施設総合整備事業	485,000	503,000
災害関連緊急砂防事業	38,000	0	退職手当給付事業(警察)	746,000	655,600
地すべり対策事業(建設)	342,000	306,800	校舎改築事業	2,710,000	2,816,500
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	0	博物館運営事業	155,000	107,900
急傾斜地崩壊対策事業	776,000	744,800	教職員住宅管理事業	18,000	12,400
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	128,000	0	退職手当給付事業(教育)	4,943,000	4,808,300
砂防災害関連事業	110,000	0	特別支援学校施設整備事業	43,000	23,700
单独砂防改良事業	43,000	47,800	埋蔵文化財対策事業	6,000	5,700
自然災害防止事業(砂防)	368,000	356,200	県立大学整備事業	1,628,000	2,132,000
港湾改修事業	508,000	411,100	土木過年補助災害復旧事業	371,000	347,600
港湾既存施設有効活用促進事業	29,000	165,300	土木過年单独災害復旧事業	12,000	10,300
港湾環境整備事業	44,000	55,800	土木現年補助災害復旧事業	1,094,000	396,800
港湾直轄事業負担金	2,708,000	2,126,600	土木現年单独災害復旧事業	70,000	68,900
单独港湾改修事業	73,000	82,100	補助港湾災害復旧事業	124,000	13,600
海岸防災事業	656,000	765,300	県立学校施設災害復旧事業	60,000	13,300

治山施設災害復旧事業	2,000	0		
県有施設災害復旧事業	100,000	35,400		
臨時財政対策債	36,134,000	37,956,600		
計	87,887,000	90,193,000		

## 平成27年度母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金		1 他会計繰入金	30,000	15,132	45,132
2 繰越金		1 繰越金	16,990	305,145	322,135
3 諸収入		1 貸付金元利収入	9,753	222,619	232,372
4 県債		1 県債	60,000	0	60,000
歳入		合計	116,743	542,896	659,639
歳出		合計	0	0	0
款		項	補正額	補正前の額	計
1 母子父子寡婦福祉資金			116,743	542,896	659,639

1 母子父子寡婦福祉資金	116,743	542,896	659,639
歳出	合計	116,743	542,896
第2表 地方債補正追加			（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金	60,000	政府予算貸付方法による。	無利息	貸付業務終了のときから国の定める方法による。

## 平成27年度中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ230,401千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,831,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金		1 他会計繰入金	△54,387	131,454	77,067
2 繰越金		1 繰越金	270,921	2,282,904	2,553,825
3 諸収入		1 貸付金元利収入	△408,636	545,599	136,963
4 諸収入		2 雑収入	△26,199	27,000	801
5 県債		1 県債	△12,100	75,000	62,900
歳入		合計	△230,401	3,061,957	2,831,556

歳 出 款	項	補 正 額	補正前の額	補 正			後 償 還 の 法 方
				限度額	起償の方法	利率	
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	△230,401	3,061,957	75,000	政府予算交付方法による。	8.0%	国の定め
	2 中小企業高度化資金	△403,856	489,708	62,900	政府予算交付方法による。	8.0%	国の定め
歳 出 合 計		△230,401	3,061,957				
第2表 地方債補正							
変 更							

平成27年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号)

平成27年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ140,850千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
2 使用料及び手数料	1 使用料	△1,338	77,770	76,432
4 財産収入	1 財産運用収入	△138,072	142,607	4,535
	2 財産売却収入	845	3,690	4,535
		△138,917	138,917	0

5 繰 入 金	1 他会計繰入金	△4,617	243,353	238,736
6 繰 越 金	1 繰 越 金	△4,617	243,353	238,736
		5,651	1	5,652
7 諸 収 入	1 延 滞 金 入	△2,474	49,444	46,970
	3 雑 入	△1	1	0
歳 入 合 計		△2,473	49,443	46,970
歳 出 合 計		△140,850	542,925	402,075
下関漁港地方卸売市場費		△140,850	542,925	402,075
2 市場管理費		△1,933	404,008	402,075
3 水産加工団地整備費		△138,917	138,917	0
歳 出 合 計		△140,850	542,925	402,075

平成27年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算 (第1号)

平成27年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ110,040千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
3 繰 越 金	1 繰 越 金	△106,946	167,824	60,878
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	△3,094	6,679	3,585
	2 雑 入	△3,075	6,609	3,534
歳 入 合 計		△19	70	51
		△110,040	174,503	64,463

(26-外 号)

平成28年3月31日 日 曜 木

歳 出 款 項	補 正 額	補正前の額	計
1 林業・木材産業改善資金	△110,040	174,503	64,463
1 林業・木材産業改善資金	△110,040	174,503	64,463
歳 出 合 計	△110,040	174,503	64,463
平成27年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)			
平成27年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,541千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,629千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入 款 項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金	△1,041	1,170	129
1 他会計繰入金	△1,041	1,170	129
3 繰 越 金	△90,735	90,735	0
1 繰 越 金	△90,735	90,735	0
4 諸 収 入	△5,765	9,265	3,500
1 貸付金元利収 入	△5,765	9,265	3,500
歳 入 合 計	△97,541	101,170	3,629
歳 出 款 項	補 正 額	補正前の額	計
1 沿岸漁業改善資金	△97,541	101,170	3,629
1 沿岸漁業改善資金	△97,541	101,170	3,629
歳 出 合 計	△97,541	101,170	3,629
平成27年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)			

平成27年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ767,966千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,091,033千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入 款 項	補 正 額	補正前の額	計
1 事 業 収 入	△858,636	4,857,946	3,999,310
1 事 業 収 入	△858,636	4,857,946	3,999,310
2 繰 入 金	△68	1,052	984
1 他会計繰入金	△68	1,052	984
3 繰 越 金	90,738	1	90,739
1 繰 越 金	90,738	1	90,739
歳 入 合 計	△767,966	4,858,999	4,091,033
歳 出 款 項	補 正 額	補正前の額	計
1 当せん金付証券 発売事業費	△767,966	4,858,999	4,091,033
1 発 売 諸 費	△68	1,052	984
2 繰 出 金	△767,898	4,857,947	4,090,049
2 繰 出 金	△767,898	4,857,947	4,090,049
歳 出 合 計	△767,966	4,858,999	4,091,033
平成27年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)			
平成27年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ860,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,900,459千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	

詳

帳

口

目

日 月 年 平成28

3月31日

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 証紙収入	1 証紙収入	479,874	4,039,578	4,519,452
2 繰越金	1 繰越金	381,006	1	381,007
歳入	合計	860,880	4,039,579	4,900,459
歳出	合計	860,880	4,039,579	4,900,459
歳入歳出	合計	0	0	0

平成27年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,470千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 財産収入	1 財産運用収入	△47,280	300,338	253,058
	2 財産売却収入	△930	2,395	1,465
4 繰越金	1 繰越金	△46,350	297,943	251,593
歳入	合計	40,810	1	40,811
歳出	合計	△6,470	300,339	293,869
歳入歳出	合計	△6,470	300,339	293,869

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 土地取得基金管理費	1 負担金	△1,000	1,029	29
3 産業団地管理費	2 国庫支出金	△41,942	293,210	251,268
4 分譲宅地管理費	3 繰入金	36,472	6,100	42,572
歳出	合計	△6,470	300,339	293,869

平成27年度流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ286,249千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,678,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	△95,910	995,211	899,301
2 国庫支出金	2 国庫補助金	△147,299	476,270	328,971
3 繰入金	1 他会計繰入金	△147,299	476,270	328,971
	2 雑入	△3,279	204,018	200,739
4 諸収入	1 他会計繰入金	△3,279	204,018	200,739
5 県債	2 雑入	△181	882	701
歳入	合計	△39,600	288,000	248,400
歳出	合計	△39,600	288,000	248,400
歳入歳出	合計	0	0	0

(26-外) 号

平成28年3月31日 木曜日

8 使用料及び手数料		20	0	20
歳入	1 使用料	20	0	20
歳入	合計	△286,249	1,964,381	1,678,132
1 流域下水道事業費	補正額	△286,249	1,964,381	1,678,132
1 流域下水道費	補正前の額	△286,249	1,964,381	1,678,132
歳出	合計	△286,249	1,964,381	1,678,132
第2表 繰越明許費				(単位 千円)

款	項	事	金額
/ 流域下水道事業費	/ 流域下水道費	流域下水道整備事業費	176,074
合	計	計	176,074

第3表 地方債補正  
変更 (単位 千円)

起債の目的	補正		後	
	限度額	起債の方法 利率	限度額	起債の方法 利率
流域下水道事業	286,000	元利均等返済方式 利率は、 0.0%以内 である。	246,400	元利均等返済方式 利率は、 0.0%以内 である。

平成27年度公債管理特別会計補正予算 (第1号)

平成27年度山口県の公債管理特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

る。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ512,099千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,465,176千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	合計
1 歳入	1 歳出	1 合計
款	款	款
人	入	入
金	出	出
△512,099	△512,099	△512,099
115,419,275	151,977,275	151,977,275
114,907,176	151,465,176	151,465,176
115,419,275	151,977,275	151,977,275
114,907,176	151,465,176	151,465,176
△512,099	△512,099	△512,099
151,977,275	151,977,275	151,977,275
151,465,176	151,465,176	151,465,176
△512,099	△512,099	△512,099
151,977,275	151,977,275	151,977,275
151,465,176	151,465,176	151,465,176

平成27年度港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)

平成27年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24,606千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,594,935千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(繰越明許費)  
第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。  
(地方債の補正)  
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。  
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	合計
1 歳入	1 歳出	1 合計
款	款	款
入	入	入
△512,099	△512,099	△512,099
151,977,275	151,977,275	151,977,275
151,465,176	151,465,176	151,465,176
151,977,275	151,977,275	151,977,275
151,465,176	151,465,176	151,465,176
△512,099	△512,099	△512,099
151,977,275	151,977,275	151,977,275
151,465,176	151,465,176	151,465,176

報 告 書

使用料及び手数料	1使用料	△461,867	1,359,196	897,329	補正			
					限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 寄付金	1 使用料	△461,867	1,359,196	897,329	969,500	証書借入又は証券借入	年8.0%以内、ただし直ちに償還する資金について、	元利均等返済又は元金均等返済
3 繰越金	1 繰越金	59,852	229,640	289,492	969,500	証書借入又は証券借入	年8.0%以内、ただし直ちに償還する資金について、	元利均等返済又は元金均等返済
4 諸収入	1 雑収入	1,897	109,658	111,555	969,500	証書借入又は証券借入	年8.0%以内、ただし直ちに償還する資金について、	元利均等返済又は元金均等返済
5 県債	1 県債	△418,500	1,388,000	969,500	969,500	証書借入又は証券借入	年8.0%以内、ただし直ちに償還する資金について、	元利均等返済又は元金均等返済
6 財産収入	1 財産売却収入	626,500	0	626,500	969,500	証書借入又は証券借入	年8.0%以内、ただし直ちに償還する資金について、	元利均等返済又は元金均等返済
歳入	合計	△24,606	3,619,541	3,594,935				
歳出	合計	△24,606	3,619,541	3,594,935				
歳出超過明許費	合計	△24,606	3,619,541	3,594,935				
第2表 繰越明許費	合計	△24,606	3,619,541	3,594,935				

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,388,000	証書借入又は証券借入	年8.0%以内、ただし直ちに償還する資金について、	元利均等返済又は元金均等返済

利率の見入先と協定した後、当該行において当該見直し率による。	利率の見入先と協定した後、当該行において当該見直し率による。
--------------------------------	--------------------------------

平成27年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第1号)  
 平成27年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)  
 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,676千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,669,609千円とする。  
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
 (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。  
 第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1分担金及び負担金	1負担金	△207	476,280	476,073
2諸収入	1貸付金元利収入	△3,769	743,705	739,936
3県債	1県債	△700	454,300	453,600
歳入	合計	△4,676	1,674,285	1,669,609
歳出	合計	△4,676	1,674,285	1,669,609
歳出超過明許費	合計	△4,676	1,674,285	1,669,609
第2表 地方債補正	合計	△4,676	1,674,285	1,669,609

変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
県立病院機構貸付金	454,300	証書借付金 元金賦又は 証券発行	453,600	証書借付金 元金賦又は 証券発行
		利率は年8.0%以内 ただし、借り入れの資金に ついで見直し利率の引き上げ については、当該見直し後 の利率による。		利率は年8.0%以内 ただし、借り入れの資金に ついで見直し利率の引き上げ については、当該見直し後 の利率による。
		償還の方法は元金均等返済 （元金均等返済）による。		償還の方法は元金均等返済 （元金均等返済）による。

平成27年度就農支援資金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ94,724千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入	金	△15,126	15,479	353
	1 他会計繰入金	△15,126	15,479	353
3 繰越	金	△49,076	78,023	28,947
	1 繰越金	△49,076	78,023	28,947
4 諸収	入	△1,722	29,377	27,655

1 貸付金元利収入	△1,680	29,317	27,637
2 雑収入	△42	60	18
5 県債	△28,800	28,800	0
1 県債	△28,800	28,800	0
合計	△94,724	151,679	56,955
1 就農支援資金	△94,724	151,679	56,955
1 就農支援資金	△94,724	151,679	56,955
合計	△94,724	151,679	56,955

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
就農支援資金	28,800	政府貸付方法による。	0	政府貸付方法による。

平成27年度電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度山口県の電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「163,671,000KWH」を「167,120,000KWH」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	電気事業収益	12,821千円	1,692,890千円	1,705,711千円
第1項	営業収益	18,922千円	1,665,166千円	1,684,088千円
第2項	附帯事業収益	△4,613千円	12,045千円	7,432千円



第3項 財務収益 24千円 4,270千円 4,246千円  
 第4項 事業外収益 1,464千円 11,406千円 9,942千円

科 目 補正予定額 既決予定額 計  
 第2款 電気事業費用 23,329千円 1,564,984千円 1,541,655千円  
 第1項 営業費用 60,654千円 1,490,238千円 1,429,584千円  
 第2項 附帯事業費用 919千円 7,578千円 6,659千円  
 第4項 事業外費用 38,244千円 29,521千円 67,765千円  
 (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,364,901千円は、過年度分損益勘定留保資金2,139,878千円、減債積立金181,248千円、当年度資本的収支調整額43,775千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,296,723千円は、過年度分損益勘定留保資金2,094,609千円、減債積立金181,248千円及び当年度資本的収支調整額20,866千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目 補正予定額 既決予定額 計  
 第3款 資本的収入 3,815千円 31,317千円 27,502千円  
 第3項 資本剰余金 11,494千円 17,283千円 5,789千円  
 第5項 雑収入 7,679千円 14,033千円 21,712千円

科 目 補正予定額 既決予定額 計  
 第4款 資本的支出 71,993千円 2,396,218千円 2,324,225千円  
 第1項 建設費 38,000千円 357,000千円 319,000千円  
 第2項 改良費 33,993千円 254,869千円 220,876千円  
 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)  
 第5条 予算第8条中「職員給与と費442,308千円」を「職員給与と費458,385千円」に改める。

平成27年度工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)  
 第1条 平成27年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)

第2条 平成27年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「579,674,750m<sup>3</sup>」を「579,718,550m<sup>3</sup>」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目 補正予定額 既決予定額 計  
 第1款 工業用水道事業収益 117,904千円 6,908,024千円 7,025,928千円  
 第1項 営業収益 101,921千円 6,362,427千円 6,464,348千円  
 第2項 営業外収益 8,477千円 540,438千円 550,285千円  
 第5項 特別利益 6,136千円 5,159千円 11,295千円

科 目 補正予定額 既決予定額 計  
 第2款 工業用水道事業費用 85,149千円 6,118,669千円 6,033,520千円  
 第1項 営業費用 130,460千円 5,563,337千円 5,432,877千円  
 第2項 営業外費用 45,311千円 545,230千円 590,541千円  
 (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,030,083千円は、過年度分損益勘定留保資金2,808,088千円及び当年度資本的収支調整額221,995千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,915,351千円は、過年度分損益勘定留保資金2,776,340千円及び当年度資本的収支調整額139,011千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目 補正予定額 既決予定額 計  
 第3款 資本的収入 595,636千円 1,797,291千円 1,201,655千円  
 第1項 企業債 600,000千円 1,600,000千円 1,000,000千円  
 第4項 資本剰余金 1,411千円 114,781千円 113,370千円  
 第6項 雑収入 5,775千円 82,509千円 88,284千円

科 目 補正予定額 既決予定額 計  
 第4款 資本的支出 710,368千円 4,827,374千円 4,117,006千円  
 第1項 建設費 22,237千円 426,300千円 404,063千円  
 第2項 改良費 693,015千円 2,664,282千円 1,971,267千円  
 第4項 償還金 3,136千円 1,726,791千円 1,729,927千円

第6項 補助金返還金

1,748千円

0千円

1,748千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
小瀬川工業用水道改良資金	100,000千円	証券借入又は証券発行								
周南工業用水道改良資金	280,000千円	証券借入又は証券発行			150,000千円	証券借入又は証券発行				
富田夜市川工業用水道改良資金	150,000千円	証券借入又は証券発行	110,000千円	証券借入又は証券発行						
佐波川工業用水道改良資金	50,000千円	証券借入又は証券発行	30,000千円	証券借入又は証券発行						
厚東川工業用水道改良資金	600,000千円	証券借入又は証券発行	470,000千円	証券借入又は証券発行						
厚狭川工業用水道改良資金	320,000千円	証券借入又は証券発行	240,000千円	証券借入又は証券発行						
木屋川工業用水道改良資金	100,000千円	証券借入又は証券発行	0千円	証券借入又は証券発行						

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費653,980千円」を「職員給与費662,304千円」に改める。